

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始

(道路維持課) 六六七^{ページ}

(収用委員会) 六六八

告示

岐阜県告示第五百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

第千八百七十八号
平成十九年九月十一日

(火曜日)

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	南濃線	養老郡養老町	田字井下	前A	九・五	一五・〇	B A 係は及 に表図は 地をのる 分をのる うをのる 分をのる うをのる
	関ヶ原線	官公有無番地先(五九八番三)から	養老郡養老町	後A	九・五	一五・〇	
		同郡同町	同(五九八番三)まで	後	六・〇	六・〇	
		山一	番三	後B	三・〇	一五・〇	

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成十九年九月十一日

